

議案第 17 号

川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成 15 年川崎市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「最低限度等」を「最低限度」に改め、同条中「、予定される建築物の用途及び」を「及び予定される建築物の用途に応じた」に改め、同条の表中

「

上記以外の市街化区域	住宅	100
------------	----	-----

」

を

「

上記以外の市街化区域のうち、法第 8 条第 3		
-------------------------	--	--

項第 2 号イの規定により建築物の容積率が 10 分の 10 と定められた区域又は宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 3 条第 1 項に規定する宅地造成工事規制区域に指定されている区域	住宅	100
その他の市街化区域	住宅	70

」

に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 予定される建築物の敷地が前項に規定する区域の内外にわたる場合における同項の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その敷地の全部について同項の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その敷地の全部について同項の規定を適用しない。
- 3 予定される建築物の敷地が第 1 項に規定する区域の 2 以上にわたる場合における同項の規定の適用については、その敷地の全部について、その敷地の過半の属する区域に係る同項の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

開発許可の基準である建築物の敷地面積の最低限度の制限について、区域の特性に応じた適正な水準に見直すため、この条例を制定するものである。